

## 徳島県地域防災計画の修正案について

### 1 地域防災計画について

- 「災害対策基本法」に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国の定める「防災基本計画」との整合を図りながら「県防災会議」が決定
- 本計画は、県・国・市町村等、防災関係機関の災害対策における「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」について対処すべき事項を定めたもの

### 2 主な修正項目

#### (1) 本県の新たな施策・取組みに関する事項

「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線・活断層地震」に備えた、本県防災施策の更なる推進

#### 活断層地震に対する備え

##### ○ 中央構造線・活断層地震対策の推進

「中央構造線・活断層地震」の被害想定に基づき、住民の命を守るための、地域ごとの効果的な防災・減災対策の検討、早期の復旧・復興に向けた対策の検討を行う。

さらには、防災・減災対策の必要性について理解を深め、県民をはじめ、地域・事業者・行政等の取組みを推進する。

##### ○ 建築物等の耐震化等

本県は、「南海トラフ巨大地震」と「中央構造線・活断層地震」の2つの大規模地震のリスクに対峙しており、地震対策を積極的に進めるため、県及び市町村は、住宅の耐震診断・耐震改修の促進や、災害時に拠点となる庁舎や避難所等の非構造部材を含む耐震対策により、発災時の高い安全性の確保に努める。

また、感震ブレーカーなど住宅用防災機器の普及及び住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行う。

#### 安心・快適な避難環境の整備

##### ○ 福祉避難所に関する受入体制等の強化

福祉避難所の指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、市町村施設等の活用を図る。市町村は、関係機関の協力を得て、介助員等を確保するとともに、設備や器具等の確保に努める。

##### ○ 災害時の物流体制の確保

県、民間物流事業者等は、徳島県災害時物流検討会を設置し、輸送手段の確保やルート選定及び集積拠点での仕分けや配送に必要な資機材の確保など、輸送体制の整備を進める。

また、検討会での意見や訓練を通じた検証を踏まえ、支援物資の物流に係る役割分担や手順を明確化したマニュアルを作成する。

##### ○ 災害時快適トイレ計画アクションプランの推進

県及び市町村は、災害時快適トイレ計画を着実に推進するため、具体的なトイレ対策をまとめたアクションプランに基づき、取組みを推進する。

## 南海トラフ地震対策

### ○ 気象庁の「南海トラフ地震に関連する情報」に伴う対応

気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合には、県は情報内容に応じ、災害対策本部等を設置し、関係機関と情報共有を図るとともに、県民に対して、地震への備えについて呼びかけを行う。

## 災害対策本部機能の強化

### ○ 保健衛生・医療・福祉活動の総合調整

県は、災害対策本部に、災害対策に係る保健衛生・医療・福祉活動の総合調整を行うための部署を設置し、保健師等の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携等を行う。

## 先進的防災施策の推進

### ○ 災害状況の把握における衛星画像の活用

県は、宇宙航空研究開発機構(JAXA)との「徳島県における人工衛星を用いた防災利用実証実験に関する協定」に基づき、災害状況の把握においてJAXAと連携し、衛星画像を効果的に活用するなど、先進的な防災体制の整備に努める。

## 自助・共助の推進

### ○ 個人や地域の災害対応力の強化

県は、孤立化などの理由で支援が受けられない中でも、個人や地域の力で生活が持続できるよう、防災知識の普及啓発や地域で自活できる取組みを推進する。

## (2) 防災基本計画の修正に伴う事項

平成29年4月に改正された、国の「防災基本計画」の修正事項を反映

### 熊本地震の課題を踏まえた修正

### ○ 避難行動要支援者名簿情報の適切な管理

市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

### ○ 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定

県及び市町村は、相互応援協定先等からの要請により職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努める。

### ○ 住家被害調査、罹災証明交付体制の構築

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

## 平成28年台風第10号災害の課題を踏まえた修正

- **災害時の優先業務の絞り込み，全庁をあげた体制の構築**  
市町村は，躊躇なく避難勧告等を発令できるよう，平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに，当該業務を遂行するための役割を分担するなど，全庁をあげた体制の構築に努める。
- **要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成**  
要配慮者が利用する社会福祉施設の管理者は，施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため，防災体制に関する事項，避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成・公表するとともに，市町村に報告を行う。